

<建築物エネルギー消費性能適合性判定業務 非住宅に係る判定料金>
別表3

2025年 4月 1日

①【モデル建物法】

税込金額、単位：円

面積 (㎡)	用途分類 (別表4による)		
	A種	B種	C種
～300 未満	120,000×N	80,000×N	60,000×N
300～500 未満	132,000×N	88,000×N	66,000×N
500～1,000 未満	164,000×N	99,000×N	78,000×N
1,000～2,000 未満	197,000×N	110,000×N	88,000×N
2,000～3,000 未満	219,000×N	132,000×N	110,000×N
3,000～4,000 未満	252,000×N	164,000×N	132,000×N
4,000～5,000 未満	285,000×N	197,000×N	154,000×N
5,000～10,000 未満	329,000×N	242,000×N	187,000×N
10,000～20,000 未満	384,000×N	285,000×N	219,000×N
20,000～50,000 未満	438,000×N	352,000×N	264,000×N
50,000～	548,000×N	428,000×N	329,000×N

N：計算に適用するモデル数による係数（※7 参照）

②【標準入力法（主要室入力法を含む。以下同じ。）】

税込金額、単位：円

面積 (㎡)	用途分類 (別表4による)		
	A種	B種	C種
～300 未満	200,000	150,000	120,000
300～500 未満	219,000	164,000	132,000
500～1,000 未満	274,000	187,000	154,000
1,000～2,000 未満	329,000	219,000	176,000
2,000～3,000 未満	384,000	264,000	219,000
3,000～4,000 未満	438,000	307,000	252,000
4,000～5,000 未満	493,000	362,000	285,000
50,000～	571,000	438,000	329,000

<別表3 注意事項>

【計算方法】

※1 モデル建物法を使用する場合は別表3①、標準入力法を使用する場合は別表3②を適用する。

※2 増築又は改築の場合は、増改築に係る部分に使用する計算方法により適用する表を判断する。

【用途分類】

※3 A種、B種、C種の用途分類の適用については別表4による。

※4 一つの棟に用途分類が複数ある場合は次のとおり適用する。

①一部にでもA種が含まれるときはA種

②A種が全く含まれず、一部にでもB種が含まれるときはB種

※5 増築又は改築の場合は、増改築に係る部分の用途による用途分類とする。

【面積】

※6 別表3の面積は、非住宅部分の床面積とし、その算定は建築基準法に基づき行う。ただし、増築又は改築の場合には、非住宅部分のうち、増改築に係る部分の床面積とする。

【割増加算】

※7 モデル建物法を使用する場合、使用するモデル数に応じ、下表で示す係数を別表3①記載の料金に乗じた額とする。ただし、モデル数が2以上の場合、工場モデルは1モデルとして計上しない。

モデル数	1	2	3	4	5	6以上
係数N	1.0	1.1	1.2	1.3	1.4	1.5

※8 建築基準法における確認又は計画通知を日本住宅性能評価機構以外で行う場合（予定を含む。）は、調整費用として別表3において適用される料金の10分の2の額を加算する。

【減額等】

※9 建築物の全てが省エネ計算の対象外の室のみで構成されている場合、又はモデル建物法を使用する際にその対象となる室がない場合は、一律35,000円（税込）とする。なお、計算対象となる室がある場合で、計算対象となる設備が設置されていない場合、又は計算の省略ができる設備のみが設置されている場合も同様とする。

※10 複合建築物の非住宅部分について、都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物新築等計画の認定書、又は法第30条に基づく認定書（いずれも日本住宅性能評価機構で技術的審査を行ったものに限る。）の交付を受けており、当該内容から変更がなく非住宅部分に係る審査を省略できる場合には、別表3によらず※12で定める額とする。

【計画変更】

※11 計画変更の料金は変更後の面積・用途・モデル数（モデル数はモデル建物法を使用する場合に限る。）に応じて別表3から算定される料金（※8が適用される場合は適用後の料金）の10分の5の額とする。ただし、次の場合は新規に提出があったものとして取り扱う。

- ①モデル建物法を標準入力法に変更する等、計算方法を変更して申請する場合
- ②直前の判定を他の登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は所管行政庁から受けている場合
- ③※9又は※10が適用された申請について、その後、本業務において省エネ計算の審査を行うことが必要となる場合

【軽微変更該当証明申請】

※12 軽微変更該当証明の申請は変更後の面積・用途・モデル数（モデル数はモデル建物法を使用する場合に限る。）に応じて別表3から算定される料金（※8が適用される場合は適用後の料金）の10分の3の額とする。ただし、直前の判定を他の登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は所管行政庁から受けている場合は新規に提出があったものとして取り扱う。

【軽微な変更説明書 手数料】 5,500円（税込）

別表4 用途分類
 確認申請書第四面に記載する用途区分コードにより以下の分類とする。

分類	適合性判定の対象となる建築物の確認申請書第四面に記載される用途	用途区分コード
A種	図書館その他これに類するもの	08140
	博物館その他これに類するもの	08150
	美術館その他これに類するもの	08152
	老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの	08170
	助産所（入所する者の寝室があるものに限る。）	08190
	児童福祉施設等（入所する者の寝室があるものに限る。）	08210
	公衆浴場（個室付浴場業に係る公衆浴場を除く。）	08230
	診療所（患者の収容施設のあるものに限る。）	08240
	病院	08260
	ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、バッティング練習場	08370
	体育館又はスポーツの練習場（前項に掲げるものを除く。）	08380
	ホテル又は旅館	08400
	映画スタジオ又はテレビスタジオ	08480
	劇場、映画館又は演芸場	08530
	観覧場	08540
	公会堂又は集会場	08550
	展示場	08560
	ダンスホール	08590
	個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休息の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの	08600
	住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの	08060
幼稚園	08070	
小学校	08080	
義務教育学校	08082	
中学校、高等学校又は中等教育学校	08090	
特別支援学校	08100	
大学又は高等専門学校	08110	
専修学校	08120	
各種学校	08130	
幼保連携型認定こども園	08132	
神社、寺院、教会その他これらに類するもの	08160	
保育所その他これに類するもの	08180	
助産所（入所する者の寝室がないものに限る。）	08192	
児童福祉施設等（入所する者の寝室がないものに限る。）	08220	
診療所（患者の収容施設のないものに限る。）	08250	
巡査派出所	08270	
公衆電話所	08280	
郵便法（昭和 22 年法律第 165 号）の規定により行う郵便の業務の用に供する施設（郵便局）	08290	
地方公共団体の支庁又は支所	08300	
税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの	08330	
マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの又はカラオケボックスその他これに類するもの	08390	

B種	自動車教習所	08410
	日用品の販売を主たる目的とする店舗	08438
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（前項に掲げるもの、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とするものを除く。）	08440
	飲食店（次項に掲げるもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とするものを除く。）	08450
	食堂又は喫茶店	08452
	理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣裳屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が 50 平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0.75 キロワット以下のものに限る。）自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものを除く。）で作業場の床面積の合計が 50 平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0.75 キロワット以下のものに限る。）又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設	08456
	銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗	08458
	物品販売業を営む店舗以外の店舗（前 2 項に掲げるものを除く。）	08460
	事務所	08470
	料理店	08570
	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー	08580
	田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗、当該農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店又は自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（当該農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。）で作業場の床面積の合計が 50 平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0.75 キロワット以下のものに限る。）	08650

C種	公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上家	08310
	建築基準法施行令第130条の4第5号に基づき国土交通大臣が指定する施設	08320
	工場（自動車修理工場を除く。）	08340
	自動車修理工場	08350
	危険物の貯蔵又は処理に供するもの	08360
	畜舎	08420
	堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場	08430
	自動車車庫	08490
	自転車駐車場	08500
	倉庫業を営む倉庫	08510
	倉庫業を営まない倉庫	08520
	卸売市場	08610
	火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設	08620
	農作物の生産、集荷、処理又は貯蔵するもの	08630
	農業の生産資材の貯蔵に供するもの	08640

「その他 08990」の場合、モデル建物法を適用する場合に利用するモデルに応じて、次の通り判断する。

分類	モデル建物法を使用する場合に適用するモデル
A種	ビジネスホテル、シティホテル、総合病院、福祉施設、集会所（社寺を除く）
B種	事務所、大規模物販、小規模物販、学校、幼稚園、大学、講堂、飲食店、クリニック、集会所（社寺）
C種	工場

別表 5

税込金額、単位：円

一戸建ての住宅／複合建築物の住宅部分（一住戸）	申請種別	料金	
	単独申請	36,000	
共同住宅等（共同住宅・長屋・複合建築物の住宅部分（二住戸以上））	申請種別	基本料金	戸当たり料金
	単独申請	120,000	3,000
	住戸数		共用部料金
	100 戸以下	120,000	
101 戸以上	次式で算出した額 120,000 + (N-100) × 500 N：対象となる建築物の住戸数		

・共同住宅等の料金は、基本料金+住戸数×戸当たり料金とする。
・共用部の審査を行う場合は、住戸数に応じて次の共用部料金を加算する。

<別表 5 注意事項>

【減額等】

※1 日本住宅性能評価機構で行った設計住宅性能評価における省エネルギー対策（断熱等性能等級及び一次エネルギー消費量等級）の審査の結果又は長期使用構造等の確認における省エネルギー対策の審査の結果を利用するコース 2 による申請の場合は、別表 5 によらず次の額とする。当該申請の計画変更や軽微変更該当証明申請の際も同様の額とするが、審査の結果を利用しない場合は※5 又は※6 を適用する。

- ①一戸建ての住宅、複合建築物の住宅部分（一住戸） 10,000円（税込）
- ②共同住宅等 10,000円（税込）に住戸数から 1 を減じた数（一部住戸の変更の場合は変更する住戸数）に1,000円（税込）を乗じた額を加算した額

※2 複合建築物の住宅部分について、次のいずれかの交付（いずれも日本住宅性能評価機構で審査を行ったものに限る。）を受けており、当該内容から変更がなく住宅部分に係る審査を省略できる場合には、別表 5 によらず※7 で定める額とする。ただし、この場合において、共用部の審査を新たに追加して行う場合、別表 5 で定める共用部料金を加算する。また、計画変更や軽微変更該当証明申請の際も同様とする。

- ①都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物新築等計画の認定書
- ②法第 30 条に基づく認定書
- ③長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく長期優良住宅建築等計画の認定書
- ④住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく設計住宅性能評価書（省エネ基準に適合しているものに限る。）又は長期使用構造等の確認書

※3 共同住宅等の共用部のみの増築又は改築で当該部分の計算を省略する等、計算の対象とすべき部分がない場合は、別表5によらず、一律 税込35,000円とする。

【増額等】

※4 建築基準法における確認又は計画通知を日本住宅性能評価機構以外で行う場合（予定を含む。）は、調整費用として別表5において適用される料金の10分の2の額を加算する。

【計画変更】

※5 計画変更の料金は変更後の計画に応じ、別表5から算定される料金（※5が適用される場合は適用後の料金）の10分の5の額とする。なお、共同住宅等において、共用部を含めた判定を新規に行う場合は、共用部について新規料金を適用する。また、共同住宅等において、変更が一部住戸に限られる場合、変更する住戸数に10,000円（税込）を乗じた額とすることができる。ただし、次の場合は新規に提出があったものとして取り扱う。

- ①計算方法を変更して申請する場合（共同住宅等で計算方法の変更が一部住戸に限られる場合を除く。）
- ②直前の判定を他の登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は所管行政庁から受けている場合
- ③非住宅部分のみの適合判定通知書を受けた複合建築物について、住宅部分を含めた判定を要することになった場合
- ④※3が適用された申請について、その後、本業務において省エネ計算の審査を行うことが必要となる場合

【軽微変更該当証明申請】

※6 軽微変更該当証明の申請は変更後の計画に応じ、別表5から算定される料金（※5が適用される場合は適用後の料金）の10分の3の額とする。なお、共同住宅等において、共用部を含めた申請を新規に行う場合は、共用部について新規料金を適用する。また、共同住宅等において、変更が一部住戸に限られる場合、変更する住戸数に10,000円（税込）を乗じた額とすることができる。ただし、直前の判定を他の登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は所管行政庁から受けている場合は、新規に提出があったものとして取り扱う。

【その他】

※7 適合判定通知書及び軽微変更該当証明書の再交付については、再交付を行う書類一通につき5,000円（税込）とする。ただし、やむを得ない事由により、記載事項

（計算に影響のない範囲に限る。）を修正して再交付を行う場合においては、書類一通につき10,000円（税込）とする。

<建築物エネルギー消費性能適合性判定業務 複合建築物に係る判定料金>

・複合建築物に係る料金は、非住宅部分については別表3、住宅部分については別表5により算定される料金の合計額とする。ただし、別表3注意事項※9と別表5注意事項※3が同時に適用される場合は、35,000円（税込）とする。

・計画変更及び軽微変更該当証明申請において、非住宅部分と住宅部分のいずれか一方の変更である場合にあっては、変更があった部分に係る変更の料金を適用する。